

大塩平八郎のこと

—三木家文書より—

史学班 (徳島史学会)

西田 素康^{*1} 瀬山 励^{*2}

要旨：木屋平阿波忌部氏^{みぞみあらかんど}の御衣御殿人、三木信夫氏宅を訪問した。中世近世の文書が大量にあり、特に手紙類も数多く数えた。剣山ふもとの山中にあって京・大坂の時事ニュースが保存されていることに先ず驚かされる。三木家の實力のほどを目の当たりに見せつけられた次第。地方史班の好意により、複写の一部（大塩の乱の檄文）を解読することを得た。幕末期の世相の一端が理解されれば幸いである。

キーワード：三木家文書、大塩平八郎の乱、天保の改革

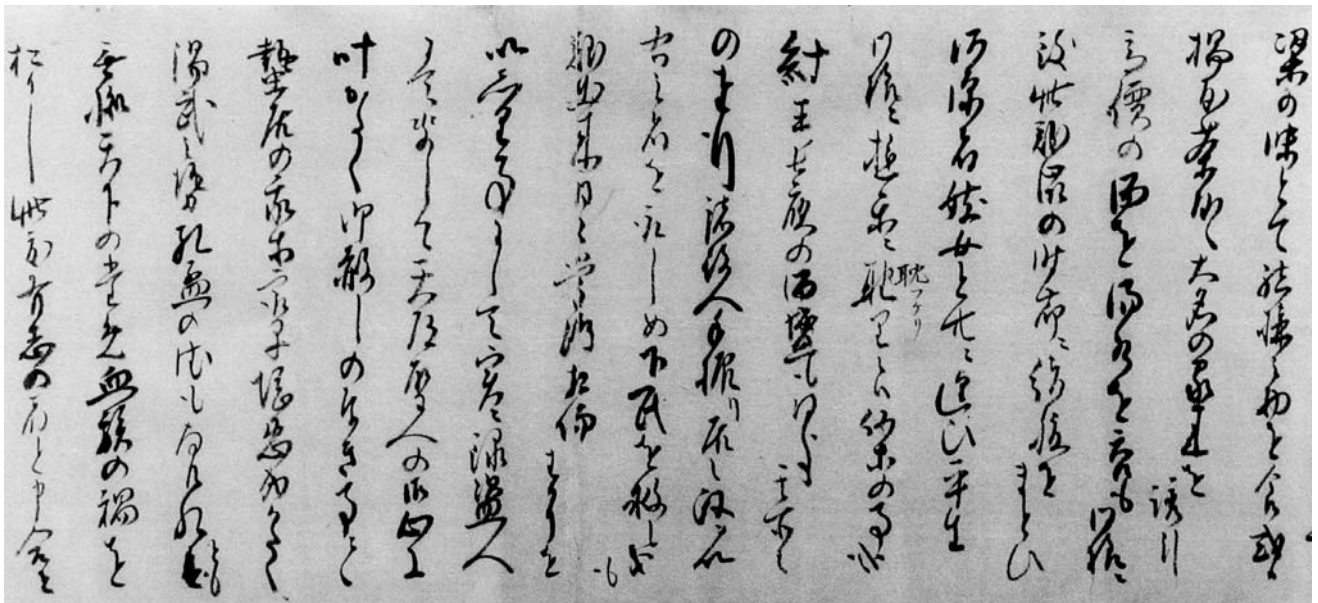


写真1 三木家文書 大塩の乱関係文書前半の一部

1. はじめに

阿波忌部氏直系三木家文書のうち、「大塩平八郎のこと」を取りあげることにした。今回は地方史研究会の立石・松下両氏の好意により、数ある三木家文書（別項地方史研究会の文書調査を参考にされた）のうち、阿波国徳島藩出身の天満与力、大塩平

八郎に関する文書を解読し、天保時代における、世にいう“大塩平八郎の乱”の研究の一助にでもなればと期するものである。

大塩平八郎は陽明学派の儒者。1793～1837年（寛政5～天保8）。「幼名は文之助、のち平八郎と称した。諱は正高^{いみな}、のち後素。字は土起。連齋、のち中齋と号した。美馬郡脇町岩倉新町（一説に大阪天満

*1 鳴門市撫養町立岩字七枚124

*2 徳島市川内町平石若宮124-10

の人。真鍋市郎の二男（一説に平八郎敬高の長男）。幼くして、大阪天満在住の親族塩田喜左衛門（稲田家旧臣・脇町出身）の養子となり、後に天満の東町奉行与力大塩政之丞成余の跡を継いだ（一説に父敬高の早世により祖父政之丞の嗣となる）。初め鈴木恕平に学び、のち陽明学を修め、柴田勘兵衛門について佐分別流槍術を、他に中島流砲術を学んだ。性格は鋭敏で、大阪東町奉行与力見習から定町回役、ついで目安役兼証文役に進んだ。1820年（文政3）高井山城守実徳の大阪東町奉行着任とともに重用され、切支丹逮捕、悪徳役人弓削新左衛門らの糾弾、破戒憎処罰等で手腕を発揮し、目付役、地方役、盗賊役、唐物役各筆頭にまで進んだ。1830年（天保1）高井山城守の東町奉行辞任と進退をともして辞職、養子格之肋に跡を譲った。以後、洗心洞で塾生を教育『洗心洞筭記』『儒門空虚聚語』『増補孝経彙註』等の著書を刊行、近藤重蔵、頼山陽らと親しく交わった。1836年（天保7）秋、凶作による米価の騰貴で、餓死者が多く出たとき、私財を投じて貧民を救い、翌1837年（同8）2月19日朝拳兵、意見を異にした東町奉行跡部山城守良弼と戦ったが敗れ、油掛町の美古屋五郎兵衛宅に逃れ、養子格之肋とともに家に火を放って自殺した』『徳島県百科事典』

2. 解説

相成候を人々上を怨たる者ニ付 破損不明
 様に成候へ共、江戸表 諸国壺統右の
 風儀ニ落入、天子は足利家以来
 御隠居も御同様に賞罪の柄を御失ヒ
 候ニ付、人々の怨□天ニ通し、年々
 地震火災山も崩し水も溢る、より
 外、様々の天災流行終ニ五穀
 飢饉ニ相成、是皆天より深く
 御戒の難_レ有御告ニ候得共、一向上たる
 人々心を付す、尚小人奸者に大切
 の政を執行せ、只下を腦し金米
 を取立る手段計に相成、実以小
 前百姓共の難義を我等如き
 もの草の□より常に案し
 怨ミ候得共、湯王武王の聖徳なく
 孔子孟子の道德もなけれハ終に

蟄居いたし候所、此節米価もいよいよ
 高価に相成大坂奉行并諸役人共
 万物一体の仁を忘れ得手勝手
 の政事を致し、江戸へ回米を致シ
 天子の御在処の京都へハ回米の
 世話も致さず而已ならず、五升
 壺斗位の米を買を下り候者を
 召捕杯致し、実昔葛伯
 と云大名其懸人の弁当を持
 運し、小兒を殺も同様、言語
 同断、何レの土地ニ而も人民ハ徳川家
 御支配の者ニ相違無_レ之處如_レ此
 隔を付候而ハ全奉行等の不仁
 にて、其上勝手我儘の申触等度々
 致し、大坂市中遊民計を大切ニ
 心得候ハ前ニも申通り道德仁義ハ
 致さず、拙き身内へ甚以あつかましき
 不届の至り、且三都の内大坂之
 金持共、年来諸大名へ貸付
 利徳之金銀并扶持米等を
 莫大ニ掠取未曾有の有福に
 くらし町人の身を以て大名の家来
 用人格等に取用ヒられ、又ハ自己の田畠
 を移開キ所持ハ何不足なく変（暮カ）シ
 此節の天災天罪（罰ノコトカ）を見ながら
 恐も致さず餓死貧人を食
 をも投て救わす其身ハ高百
 梁の味とて結構之物を食、或ハ
 揚屋茶屋へ大名の家来を誘引
 高価の酒を湯水を呑も同様ニ
 致、此難洪の時節ニ絹服をまとひ
 河原者妓女と共ニ遣ひ平生
 同様ニ遊、楽ニ耽^{ツク}り候ハ何等の事哉、
 紂王長夜の酒盛も同事其所々
 の奉行諸役人手振り居候政ヲ以
 右之者を取しめ下民を救候義も
 難出来、日々□□相場はかりを
 以しり事にして実ニ録盗人
 にて決して天道聖人の御心に
 叶かたく、御赦しなき事ニ候
 蟄居の我等最早堪忍成かたく

湯武之勢，孔孟の徳もなけれとも
 無_レ抛天下のため血族の禍を
 おかし，此度有志の者と申合せ
 下民を脳し苦め候諸役人を
 誅殺いたし，引統驕に長し居候
 大坂市中之金持町人を誅戦
 に及可申間 右之者共穴蔵ニ貯
 置候，金銀錢等蔵屋敷ニ
 隠置候俵米，夫々分散し
 配当致遣候間，撰・河・泉・播（撰津・河内・和
 泉・播磨）の内
 畑所持不致者，たとへ所持致
 候共，父母妻子共養方出来かたく
 程の難洪の者ハ右金米取せ
 遣候間，いつにても大坂市中騒動
 起り候と聞伝へ候ハ、里数いとハす
 一刻も早く大坂へ馳来り面々右之
 米金を分遣し可申候，暇橋
 鹿台の粟を下し民を勞せ候
 遺意にて当時餓飢難儀を
 救ひ遣シ，若又其内器量才力
 等有之者ハ夫々取立，無益之者ヲ
 誅伐いたし諸役ニ至迄□□
 いたし，都ハ中興
 神武御政道の通り，寛仁大度ニ
 致し直シ年来の驕奢浮〔游ノ誤乎〕逸の
 風俗を一洗ニ相改，質素ニ立戻
 四海万民いつ迄も天恩を難有
 存シ父母妻子を養育し，此の
 地獄を救ひ死後の極楽，仏を
 眼前ニ見せ遣し堯舜天照
 大神の時代復しかたく共，中興
 の氣象恢復まで立戻可申候
 此書付村々一同へしらせ度候へ共
 数多の事ニ付，最寄の人家
 多ハ右村之神殿へ張付置候間
 大坂より廻し有之，番人とともニ
 しられざる様心懸，早々村々江
 相触可申候，万一番人共眼ニ付
 大坂四ヶ所の奸人共へ注進いたし
 候様子ニ候得ハ遠慮なく申合せ

番人を不殘打殺可申候，右騒動
 起り候を存なから疑惑いたし
 馳參不申，又ハ遅參ニ及候ハ、金持
 之金米皆火中の灰ニ相成候而，
 天下之宝を取失可申間，跡にて
 必我等を怨ミ宝捨る無道者と
 隱言をいたさす様いたすべし。
 其為一同ニ触知せ候，尤是迄地頭
 村方ニある年貢等ニ加□□□□諸
 記録帳面類ハ都而引破焼捨
 可申候，是往々深く慮ある事ニ候
 人民困窮致させ不申積ニ候へ共
 此度之一挙，当朝平将門，明智
 光秀，漢の別路朱詮忠などの
 謀反に類すと申者も是非有之
 道理ニ候得共我等一統心中ニ天下
 国家を募盜致の欲心より起り
 候事ニハ更ニなく日月星辰の
 神鑑ニある事にて詰る処ハ湯武
 漢高祖民を吊君を誅して
 賞罪を爾等眼を開て看

但し此書付ニ付，小前者等ハ道場
 坊主或ハ医者等ら篤読聞せ
 可申，若庄屋年寄眼前之禍を
 恐れ一已ニ隠置候ハ、近日急度
 其罪ニ可行也
 奉天命致天誅矣

某

天保八丁酉の年二月
 撰河泉播村々庄屋年寄
 并小前百姓共へ

3. 現代語訳および語句解説

〔残念ながら手紙（触書）の前段が欠落しており、
 廻状の目的などの一部が不明である〕

（一行目・不明）

江戸表より諸国一統（一同。みなみな）が右の風
 習に落ち行ってしまう、天子様（將軍家）は足利家
 以来、御隠居も同じように賞罰をすることを忘れて
 しまったので下々の人々の怨念は天上に通じて地震
 や火災、そして山崩れもあり、しかも水害などの天

災などが流行し、終に五穀（米・麦・粟・豆・黍（稗））が穫れず、饑饉に遂に相いなり、これ皆天より深い戒の有難いお告げになるものの、人の上に立つ者の心を動かさず、しかも小人や奸者（よこしまな者）に大切な政治をまかせ、下々の者を悩ませ、金や米を取り立てる手段ばかりを考え、小前（とほしいくらしをしている者）や百姓共の難儀を我等のような下っ葉の者が常に安んじたり、怨みごとをいったりしても湯王（殷朝開国の王、よく制度・典礼を整えた）や武王（周の祖、殷の紂王を討ち天下を統一した）の聖徳なく、また孔子や孟子のような道徳もなければ終に蟄居（家に閉じこもること）いたしていましたが、今日この頃、米価はいよいよ高騰してきた。大坂奉行や諸役人どもは万物一体の仁を忘れてしまい、自己本位の得手勝手な政治をいたし、江戸へは米を回し、天子のおいでる京都へは米の世話を致さず、そののみか五升や一斗本位で米を買いにくる者を召捕など致し、実昔葛伯（不明）という大名やその懸人の弁当を持ち運び小兒を殺も同様の言語同断の事を行ない、全国至るところで徳川家ゆかりの者でなければ差別をされ、全奉行の不公平な行いや勝手気まま、触るまいなどを度々いたし、大坂市中の遊民（のらくら者）ばかりを大切に心得ては、前にも申したとおり、道徳や仁義は心得ず拙きゆえあつかましい不屈きのいたりである。且つ江戸、京都、大坂の都の内、大坂の金持共は前々から諸大名へ金を貸付、利子の金銀や扶持米などを莫大に掠め取り、未だかつてない有福な暮らしをし、また町人の身分のくせに、大名の家来の用人格などに取上げ用いられ、自己の田畠を開き、土地を持ち何不足なく暮し、此回の天災や天罰を只ながら恐れることもなく、餓死する貧乏人（この間手紙の行に何かありそう）食糧の味のよい結構な物を喰べ、また揚屋（遊里で遊女を招いて遊ぶ家）や茶屋へ大名の家来を招待して高い酒を湯水を呑むように飲ませ、この難儀な時代に高い着物を着て役者や妓女と共にあひ平生遊び、楽々と耽り、毎日を送るとは何たること、紂王（政治を忘れ酒食に耽ける殷の最後の王）長夜の酒盛も同じことで、その所々の奉行や諸役人や従者も政治を以て取りしまり、下々の尻を救うことも出来ず、只々の相場ばかりを気にして毎日を送るこ

とは実に禄盗人で、決して天の道や聖人の心にかないがたく、ゆるされることではない。蟄居している我等はもはや堪忍することはできず、湯王や武王の勢いや孔子や孟子のような徳もないけれどもよんどころなく天下のため親族たちに禍が及ぶことも承知で、此の度有志の者と申し合わせ、下々の民を悩まし苦しめている諸役人を誅伐いたして、引続いて大坂市中の金持、町人を誅するにおよび申す間、右の者共は穴ぐらに貯めおきしておいた金・銀・銭などや蔵屋敷に隠し置いておいた俵米を夫々分散し、配当致し遣しておいた間、摂津（兵庫）河内（大坂）和泉（大坂）播磨（兵庫）の内、畑を所持していない者、また所持いたしている者、父母妻子等を養いできない程の貧しい者は右の金や米を遣すので何時でも大坂市中に騒動が起ったと聞いた時点で、巨富をいとわず一刻も早く大坂へ馳せ参じ来たった者共には右の金や米を遣すこととする。

仮に橋鹿台？（意味不明）の粟を下し、民を労働さす意志にて餓飢難儀を救い、また器量よく才能が有る者についてはそれぞれ取立て、無益の者を誅伐いたした者については諸役にいたるまで（意味不明）。都は中興となり、神武ご政道の通り寛仁大度（心の広いこと）となり、年来驕奢の風俗をひと洗いに相改め、質素に立ち戻り、四海万民いつ迄も天思を有難く思い、父母妻子を養育し、この地獄を救い、死後の極楽や仏を眼前に見るようになり、舜帝や天照大神の時代までとはいわずとも中興の氣象（気性）恢復まで立ち戻るのではなからうか。

この書付を村々一同へそれぞれ知らせたいとは思えども数多くの事ゆえ、最寄の人家や村の神社へ張り付け置くようにし、また大坂の廻し者（役人）や番人どもに知られないように早々村々へ触れるようにすること、万一番人共に眼に付き、大坂四ヶ所の悪人どもへ注進に及ぶ様子がわかれば遠慮なく申し合わせて、番人どもを残らず打ち殺すよう申し付けておく。右の騒動が起ることを知りながら疑い惑い馳せ参じなかつたり、または遅参する場合には、金持の金・米を火の中へ投じ、灰にしてしまうこと、これは天下の宝を失ない、後の世にて必ず我等のことを怨み、宝を捨てる無道者といわれぬようにせねばならない。

そのため、一同に触知らせるよう、尤もこれまで地頭（地主・領主）や村方にある年貢に関する諸記録や帳面類はすべて引き破り、焼き捨てるよう申ししておく。注意深く慎重にすることが大切である。

人民らを困窮させるつもりはないけれども此の度の一挙（騒動）は平将門や明智光秀、また漢の朱詮忠などの謀反と同類であると申す者もあり、道理にかなうものである。我等一統、心中に天下国家を盗む欲心な気持は更々なく、日月星辰（空を運行するもの）の神鑑にあるように詰るところは、湯王や武王や漢の高祖のように君主を誅するにある。賞罰を汝等は眼を開いて見るように。

但し、此の書付について、小前者等は、道場において坊主、医者らからとくと読み聞かせるように、若し庄屋、年寄らが禍を恐れこの書付を隠しておくようであれば、近日にきつと其罪を正すものである。

天命を奉じて天誅を致す矣

某

天保八丁酉の年二月
 撰河泉播村々庄屋年寄
 并小前百姓共へ

4. おわりに

この文書は、大塩平八郎が筆をおろして書き、或は役人が記したものに目をとおして触書としたものであろう。大坂市中はもとより、その周囲をとりまく近畿一円に流した熱血あふる、文書であるが、原文を書き写したものであるため（と思われる）誤字または写し間違いがあるようである。

大塩の檄文であることから察するに、天保の飢饉にあえぐ民衆の息吹き、当時の世情がよくわかる。そしてそれを少しでも救わんとして過激な行動にでんとする大塩らの心情が発露されている。

恐らく大坂近郊で写した触書が、木屋平の旧家である三木家に伝わったもので、大塩から直接送達された文書ではあるまい。

いずれにしても天保の改革の一史料であることには間違いあるまいと思う。 （西田素康 記）

文献

『徳島県百科事典』徳島新聞社、昭和56年（1981）、福田憲熙「大塩平八郎」

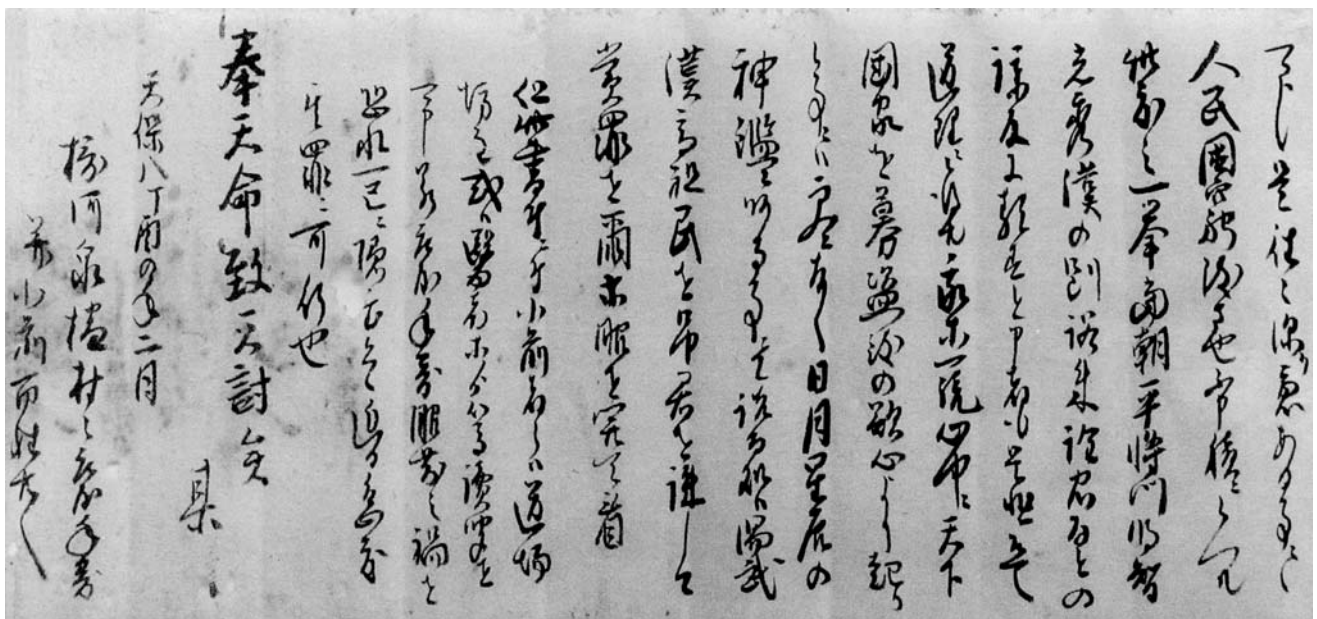


写真2 三木家文書 大塩の乱関係文書後半部